

みんなでささえる

介護保険料・介護保険負担割合証

問合せ 介護高齢課介護保険係 ☎内線3146

65歳以上の人を対象に、令和4年度本算定の介護保険料額決定通知書と納付書を送付します。

〈仮算定と本算定〉

納期 徴収方法	1期 (4月)	2期 (6月)	3期 (8月)	4期 (10月)	5期 (12月)	6期 (2月)
	仮算定			本算定		
特別徴収 (年金天引き)	前年度の第6期と同額 ※3期分は調整する場合あり			(確定した年額-仮算定額)を3で割った金額		
	仮算定		本算定			
普通徴収 (納付書・口座振替)	前年度の年額を6で割った金額		(確定した年額-仮算定額)を4で割った金額			

〈納付方法は2通り〉

○特別徴収／7月中旬発送

日本年金機構などの指定により、年金から直接納付(老齢基礎年金や退職年金、遺族年金、傷害年金などを年間18万円以上受給している人)

○普通徴収／8月中旬発送

納付書または口座振替などで納付(年度途中で65歳到達または転入した人など)。今年度から本算定の納付書をまとめて送付しますので、各納期までに納めてください。

※口座振替が便利です。金融機関で手続きしてください

〈介護保険負担割合証／7月中旬発送〉

介護保険の認定を受けている人を対象に、介護保険負担割合証を発送します。8月から新しい負担割合証を施設に提示してください。

〈保険料を納めないでいると〉

介護が必要な人を社会全体で支え合う制度です。特別な理由もなく保険料を納めないでいると、介護サービスを利用したときにかかる費用の全額負担や保険給付の支払い差し止めなどの制限を受けることがあります。

保険証・納税通知書を発送します

国民健康保険・後期高齢者医療制度

問合せ 国保年金課国保係 ☎内線3134・3135、
医療年金係 ☎内線3133、白沢支所生活係 ☎内線7848、
利根支所生活係 ☎内線7916

国民健康保険

1001875

〈被保険者証(兼高齢受給者証)／7月19日(火)発送〉

国保加入者がいる世帯の世帯主宛てに保険証を送付します。新しい保険証は紫色で、有効期限は翌年7月31日です(70歳で前期高齢者となる人は誕生月の末日、75歳で後期高齢者医療に切り替わる人は誕生日の前日)。郵送を希望しない場合は、国保年金課窓口で受け取りができますので、7月15日(金)までにご連絡ください。

〈保険証と高齢受給者証の一本体化〉

今回の更新から、70歳から74歳までの人は「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」となり、1枚のカードで受診できます。



〈納税通知書／7月11日(月)発送〉

令和4年度の国保税額を決定しましたので、納税義務者となる世帯主宛てに納税通知書を送付します。年金から天引きされる「特別徴収」と、納付書または口座振替などで納める「普通徴収」があります。納付書で納める人は、納期限までに納めましょう。

後期高齢者医療制度

1001876

〈被保険者証／7月11日(月)発送〉

75歳以上の人新しい保険証は水色です。緑色の封筒に入れて発送し、有効期限は9月30日です。10月1日から、制度改正により医療費の負担割合に2割の区分が変わるため、9月中に新たな保険証を発送する予定です。

限度額認定証

医療費が高額になる場合に、病院の窓口で提示すると自己負担が一定の限度額になる認定証を発行しています。入院や手術の予定がある人は早めに申請してください。認定証は申請月の初日から毎年7月31日まで有効です。7月中に申請があったときは8月1日以降も有効な認定証を交付します。70歳以上の国保加入者及び後期高齢者医療制度加入者が新たに申請する場合は事前にご相談ください。

〈限度額認定証の更新〉

国民健康保険 限度額認定証が交付されている人が8月1日以降も継続して利用する場合は、8月末までに申請が必要です。

後期高齢者医療制度 限度額認定証が交付されている人が引き続き対象となる場合は、保険証と一緒に新しい限度額認定証を郵送します。